

秋の火災予防運動実施！

これから、暖房器具の使用が多くなり、火災が発生しやすい時季を迎えますので、火の取扱いには十分注意しましょう。

実施期間 10月15日 から 10月31日 まで

統一標語 「消したかな」 あなたを守る 合言葉

家族を守る 住宅防火"9"のチェックポイント！！

- ① 暮らしの中の「火災の危険」をチェックする習慣づくりを！
- ② 寝たばこは絶対にしない！
- ③ コンロのまわりは常に整理整頓する。
- ④ ストープは正しい使用方法を守る。給油は消火してから行う。
- ⑤ 電気器具のタコ足配線はしない。使っていないプラグは抜いておく。
- ⑥ 火災の被害を最小限におさえる、防災品を活用しましょう。
- ⑦ 万一の火災に備え、「住宅用火災警報器」と「消火器」を設置しましょう。
- ⑧ 日頃から避難の方法、役割分担などを話し合っておきましょう。
- ⑨ 「放火させない」環境づくりを！

～お知らせ～

火災予防運動期間中は、就寝前の午後8時に"サイレン"を鳴らしますので、もう一度火の元の点検をお願いします。

住宅用火災報知器普及率調査結果

消防署では、平成23年6月1日の住宅用火災警報器設置完全義務化を控え、日高町全域を対象に7月から8月にかけて住宅用火災警報器の普及率調査を実施いたしました。

調査方法は、各町内会・自治会をとおした用紙によるアンケート調査及び電話による個別調査を行いました。

調査結果については、次のとおりです。

**「門別地区」
普及率
48.8%**

**「日高地区」
普及率
65.1%**

**「日高町全体」
普及率
51.7%**

(調査世帯数 5,432世帯、有効回答率 80.6%)

※参考～ 全国58.4% 北海道62.5%

既存住宅における設置義務化にはまだ猶予期間がありますが、逃げ遅れによる死傷者を出さないためにも、一日も早い住宅用火災警報器の設置をお願いします。

ご協力ありがとうございました。

合同行政相談所を開設します

10月18（月）から24日（日）は「行政相談週間」です。行政相談は、役所の仕事についての苦情や意見要望などをお聞きし、相談員が住民と役所の間で立って、その解決を図るものです。また、日常生活での悩みごとや家庭での諸問題などをお聞きする「心配ごと相談」も合同で行われます。（門別地区のみ）相談は、無料で秘密は厳重に守られます。お気軽にご相談ください。

●日時・会場

- ▽10月18日（月） 10時00分～15時00分
サン・ポッケ2階
- ▽10月19日（火） 9時30分～12時00分
厚賀出張所2階
- ▽10月19日（火） 13時00分～15時00分
門別公民館1階
- ▽10月20日（水） 9時30分～12時00分
富川公会堂2階

●担当相談員

- ・門別地区 行政相談員・民生委員・人権擁護委員
- ・日高地区 行政相談員

▼お問い合わせ先

- ・日高町役場住民課
電話 01456-2-6182
- ・総合支所地域振興課
電話 01457-6-2001

（無料）特設人権・困り事相談所開設

日高人権擁護委員協議会と札幌法務局日高支局では、法の日週間（10月1～7日）にあわせて、下記のとおり「無料特設人権・困りごと相談所」を開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られます。相談内容に応じた解決方法を一緒に考え、アドバイスをいたしますので、お気軽にご相談ください（予約不要）。

●日時 10月4日（月） 10時～15時

●会場 門別公民館

●相談内容

- ☆ 離婚・DV・相続などの家庭問題
- ☆ 多重債務や金銭トラブル
- ☆ 高齢者の虐待・介護の問題
- ☆ 雇用などの労働問題
- ☆ 子どものいじめや虐待など
- ☆ うわさ・暴言などのいやがらせ

●主催

日高人権擁護委員協議会

電話0146-42-0570

札幌法務局日高支局

電話0146-42-0415

札幌法務局日高支局では人権相談所を常時開設しているほか、次の相談ダイヤルでも相談を受け付けています。

みんなの人権110番

電話0570-003-110

調停相談事業の実施

財団法人日本調停協会連合会では、静内調停協会主催、最高裁判所後援のもと、民事及び家事の紛争解決手段である調停制度の利用に関する相談事業を次のとおり実施します。

●日時 10月20日（水） 10時～16時 ※受付15時まで

●会場

新ひだか町地域交流センターピュアプラザ2階
多目的室1・2

●相談事項

1. 交通調停
人身事故を伴う交通事故による損害賠償
 2. 宅地建物調停
借地・借家の明け渡しや地代・家賃の値上げ等、宅地、建物の利用関係
 3. 商事調停
手形・小切手金の請求等商事関係
 4. 農事調停
農地等の貸借その他の利用関係
 5. 公害等調停
公害、日照や通風の争い等
 6. 鉱害調停
鉱山等からの鉱害による損害賠償
 7. 民事一般調停
相談事項1ないし6にあてはまらないすべてのもの（家事事件を除く）
 8. 家事調停
離婚、離縁、夫婦別居、協力扶助等
- ※相談内容については、秘密が守られます。

無料法律相談の実施

北海道弁護士会連合会主催の「弁護士による無料法律相談」を日高町で実施いたします。

この機会に日頃の悩み（借金・離婚・相続・遺言・不動産・消費者問題など）を弁護士に相談してみませんか。

●日時

▽10月15日（金） 13時00分～16時00分

●会場

水・くらしサービスセンター

▼予約

相談を希望される方は、必ず日高町役場産業経済課 商工・観光グループ（電話01456-2-6185）までご予約願います。

※当日予約されずに会場へ来られた場合、相談を受けられない場合がありますので、必ず予約しましょう。